

施策評価シート (平成26年度の振り返り、総括)

作成日 平成27年 07月 08日

施策 No.	21	施策名	水道事業の推進
主管課名	水道課	電話番号	0285-83-8165
関係課名	建設課、都市計画課、区画整理課、長田区画整理指導室、環境課		

施策の対象	市民								
対象指標名	単位	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	26年度見込
人口	人	83,392	82,997	82,584	82,136	81,511	80,929	80,698	85,500

施策の意図	清浄でおいしく、豊富で安全な水を安定供給する。								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法(算定式など)	実績データにより把握する。 ・水道水を安定供給していることの判断は水道を市民がどれだけ使用しているかであり、水道普及率(推計人口対比)を成果指標とする。 ・水道事業の健全経営の指標として有収率(配水量に対し使用された水量の割合)を成果指標とする。								
成果指標名	単位	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	26年度基本計画目標値
水道普及率	%	82.6	83.4	82.0	82.5	83.5	83.8	84.0	85.0
有収率	%	85.9	90.0	88.7	87.7	88.2	87.7	85.9	90.0

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	給水区域内の市民には、水道水を利用してもらう。 行政は、市民皆水道に向けた計画的なエリア拡張に努め、清浄でおいしく、豊富で安全な水の安定供給を図る。								
-------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）

（１）施策成果の時系列比較（過去３年間の比較）

・平成26年度末の給水人口は67,782人、推計人口による普及率は84.0%であり、過去3年間の推移を見ると、平成23年度は82.5%、平成24年度は83.5%、平成25年度は83.8%とほぼ同水準に留まっている。近年の動向として、家事用での給水戸数は増加しているが、営業用及び家事用併用戸数と平均世帯人数が減少傾向にある。  
・平成26年度の有収率は85.9%であり、過去3年間の推移を見ると、平成23年度は87.7%、平成24年度は88.2%、平成25年度は87.7%となっている。

（２）近隣他市との比較

・平成26年度の普及率(84.0%)は県内14市中第12位、有収率(85.9%)は同第4位である。普及率が低い要因として、自家用井戸で生活用水を確保しており、不便を感じていない世帯が多いこと(意向調査56.5%)が挙げられる。また、認可区域内の配水管未整備地区や認可区域外の未普及地区があることも要因として考えられる。

（３）住民期待水準との比較

・市民意向調査によると、水道水を利用している者のうち、「とてもおいしい」又は「どちらかと言えばおいしい」と答えた割合は67.4%で、前年度と比較して5.1ポイント増加した。また、「利用していて不満がある」と答えた割合は34.3%で、同0.5ポイント減少した。不満の主な理由は、「料金が安い」が46.9%(同0.4ポイント増)、次いで「水質(カルキ臭)に不満」が40.8%(同0.6ポイント減)であった。

26年度の  
評価結果

2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括

・水道施設改修事業では、点検により不良箇所を発見し補修するとともに、石法寺浄水場遠方監視制御装置更新(2年継続)、京泉浄水場配水ポンプ盤等更新、久下田浄水場自家発電機等更新など、14箇所の更新工事を実施した。  
・配水管備拡張事業では、配水管布設工事を土地区画整理事業地内外で2,927m、西田井浄水場2号取水井試掘工事等を実施した。  
・土地区画整理事業等の道路築造に併せて配水管を布設する先行投資的な路線については、舗装工事を実施する前段に水道の取り出しをお願いしながら加入促進に努めている。  
・給水管の不明水対策として、量水器手前の給水管の漏水を市民からの通報により234箇所修繕した。  
・不評なカルキ臭の原因や対処方法、水道料金のしくみ等について、市ホームページに掲載し、周知を図った。  
・水道料金の収納率を上げるため、平成21年4月から、ゆうちょ銀行窓口での取り扱い、同年7月から、コンビニ収納を実施した。  
・経営効率とサービス水準の向上を図るため、平成22年4月から、水道料金徴収業務と窓口業務の民間委託を実施した。  
・水道料金滞納者対策として、これまで3か月の滞納者に対して実施していた給水停止処分を、平成23年4月から1か月の滞納者に拡大して実施した。(給水停止件数は前年比82件減の1,144件)  
・中止物件(H元年4月1日～H26年5月31日)3,807件について現地確認調査を実施し、無断使用6件 2,326立方メートル、漏水等26件 1,071立方メートルを発見し、料金徴収及び漏水修繕を実施した。  
・施設の効率的な維持管理と料金体系を含めた経営の一元化を図るため、簡易水道事業を統合した。

### 3. 施策の課題認識と改革改善の方向

- ・水道料金の滞納者対策として、給水停止予告通知の発送後、給水停止を実施する。また、市外転居等の場合には、閉栓時の現地精算による納付を原則として収納率の向上を図る。
- ・水道の安定供給に向け、耐用年数を経過した設備の計画的な更新と施設の耐震化を推進するとともに、新たな水源を確保する。
- ・有収率の向上に向け、地下漏水を調査・発見し、補修する。
- ・普及率の向上に向け、認可区域の未整備地区について、要望があった地区から順次整備拡大を図る。
- ・濁り水の発生原因を分析・究明し、対策を検討する。
- ・カルキ臭対策としては、法令により定められている最低残留塩素濃度0.1mg/リットルを守りつつ、過剰な注入にならないよう施設管理に努める。
- ・水道料金については、施設の耐震化計画や長期更新計画を策定し、長期的な財政見通しの中で検討する。

26年度の  
評価結果

#### 補足事項

成果指標設定の考え方及び指標の把握方法（算定式）などの補足説明

- ・「水道普及率」 総人口に対し、上水道を利用している人口の割合を表す。
- ・「有収率」 年間配水量に対する有収水量の割合を表し、配水した水量がどの程度収益につながっているかを示す。
- ・「カルキ臭」 法令により義務付けられている塩素消毒の塩素臭及び塩素と他の物質が反応して生じるにおいなどがあります。